



## 猫の飼い方を考えてみましょう

町では、4・5月と野良猫や捨て猫に関する住民の皆さんからの問い合わせが多く寄せられています。以下のようなことをすると、動物愛護法により、罰金もしくは懲役に処されることがあります。

### 1 愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者 →2年以下の懲役または200万円以下の罰金

(例)

- × 野生の鳥などをボーガンで撃ち殺す。
- × 薬剤を食べさせ、野良猫を殺す。
- × 銳利なもので野良猫の手や足を傷つける。など

### 2 愛護動物に対し、みだりに餌や水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者 →100万円以下の罰金

(例)

- × 餌や水を与えず、ふん尿の始末もしない環境で飼育する。
- × 狹いケージに閉じ込めたまま飼育する。など

### 3 愛護動物を遺棄した者 →100万円以下の罰金

(例)

- × 飼い猫が子猫を産んだが、家で飼えなくなったので捨てる。
- × 野良猫に餌をあげていたが、引っ越しためそのまま猫を放置した。など

#### 今回のポイント

- かわいい、かわいそうなどの一時的な感情だけで、野良猫に餌を与えない。
- 最後まで責任を持って飼えないなら飼わない。
- 猫を飼う場合、室内で飼う（屋外に出さない）。
- 猫が増えて困る前に、飼い猫に不妊・去勢手術を受けさせる。

○ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

#### 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術

宮城県獣医師会では、飼い主のいない猫への不妊・去勢手術に対して手術費用の一部を助成する事業を行っています。助成を受けるためには条件がありますので、事前に宮城県獣医師会までお問い合わせください。

○ 宮城県獣医師会 ☎022-297-1735



愛護動物とは、古くから家畜やペットとして普及していた牛・馬・犬・猫などを指します。

## 困ったときは、消費生活相談所へ

「悪質な訪問販売業者が来て契約したが、やめたい」、「知人に必ずもうかると投資話をもちかけられ手を出しが、やめたい」といったような、詐欺的な被害に遭う消費者トラブルの相談割合が増加しています。また、最近は消火器販売の被害も出てきています。

南三陸町消費生活相談所は、町が運営する消費者のための相談業務を行う機関です。消費者トラブルに関する相談に応じ、相談内容により問題解決のための助言や各種情報の提供、あっせんを行います。多重債務や複雑な法律問題については、宮城県消費生活センターや法テラスを通して弁護士会、司法書士会、税理士会、土地家屋調査士会などと協力し、また、商品事故などでは、国民生活センターと協力して解決に当たっていきます。相談の内容によって、より適切な機関を紹介します。

【相談方法】電話または直接ご来所ください。

【受付場所】役場1階 消費生活相談所

【受付時間】火・木曜日 午前9時～午後3時(祝祭日および年末年始除く)

○ 南三陸町消費生活相談所 ☎29-6215



気軽にご相談ください。

#### 消費生活相談員を紹介

今年4月1日付けで小野寺一也さん（歌長羽）が消費生活相談員として委嘱され、相談を受けています。相談は無料で、秘密は厳守されます。

## 林際町民プールを開放します

【期間】7月23日(日)～8月22日(火)

【場所】林際町民プール(旧林際小学校プール)

【時間】午前の部 午前10時～11時30分

午後の部 午後1時30分～4時

【休日】雨天および気温・水温が不適の日、8月14・15日



○ 生涯学習課スポーツ振興係 ☎46-2639